

議案第7号

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに
関する規則について

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則を
別紙のとおり定める。

平成18年3月15日

沖縄県教育委員会

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第46条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「職員」という。）に係る教職員評価システム（以下「システム」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる職員の範囲)

第2条 システムは、沖縄県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の指定する職員を除き、すべての職員について実施する。

(実施期間)

第3条 システムの実施期間は、県教育長が別に定める。

(評価の種類及び実施の時期)

第4条 職員の評価（以下「評価」という。）の種類は、定期評価及び特別評価とする。

2 定期評価は、第2条に規定する職員について、毎年3月1日を基準日として実施する。ただし、定期に評価することができない職員については、評価を随時行うことができる。

3 特別評価は、条件附採用期間中の職員及び県教育長が指定する職員について、県教育長が別に定める時期に実施する。

(評価者)

第5条 評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、同表中欄に掲げる1次評価者及び同表右欄に掲げる最終評価者が行う。

評価対象者の区分	1次評価者	最終評価者
校長		市町村教育委員会教育長
教頭		校長
教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、学校栄養職員（共同調理場に勤務する者を除く。）及び事務職員	教頭	
共同調理場に勤務する学校栄養職員	共同調理場の所長等	

(実施方法)

第6条 職員は、県教育長が定める日までに自己申告書を作成し、1次評価者（校長及び教頭にあっては、最終評価者）に申告するものとする。

2 1次評価者は、職員の職務遂行状況を観察し、自己申告書を基に面談及び指導助言を行い、その能力及び業績について評価し、最終評価者に対して意見具申を行う。

3 最終評価者は、職員の職務遂行状況を観察し、自己申告書を基に面談及び指導助言を行い、その能力及び業績について評価し、業績評価書を作成する。

(市町村教育長の指導及び助言)

第7条 市町村教育委員会教育長（以下「市町村教育長」という。）は、評価の適正な実施を確保するため、校長に対し再評価の実施その他必要な指導及び助言を行うことができる。

(評価の効力)

第8条 業績評価書は、当該評価書に係る職員に対し、新たに業績評価書が作成されるまでの間、当該職員の評価を示すものとみなす。

(評価結果の開示)

第9条 職員の評価結果は、県教育長の定めるところにより、職員本人に開示する。

(苦情の申出)

第10条 前条の規定により開示を受けた職員は、評価結果に苦情があるときは、当該職員が所属する学校を所管する市町村教育長に対し、県教育長が別に定める方法により、苦情の申出をすることができる。

(評価結果の報告)

第11条 市町村教育委員会は、評価結果について、県教育長の定めるところにより、沖縄県教育委員会に報告するものとする。

(書類の保管)

第12条 自己申告書及び業績評価書は、市町村教育長が保管する。

(補則)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

概要説明

教育庁義務教育課

1 制定を必要とする規則の名称

沖縄県市町村立学校職員に係る教職員評価システムに関する規則

2 制定の経緯及び必要性

国では、平成13年度に公務員制度改革大綱が閣議決定され、その柱の1つとして新たな人事管理システムの確立があげられており、これに基づき新たな評価制度の導入が検討されている。

公立学校においても、教職員の評価を適正に実施することが学校全体の活性化につながるものであることから、県教育委員会では、「教職員評価システム」を平成16年度から試行しているところである。

平成18年度からの実施にあたり、その手続に関し必要な事項を教育委員会規則で定める必要がある。

3 規則案の概要

「教職員評価システム」は、校長のリーダーシップに基づいて、教職員の意欲、能力等を客観的・継続的に把握し、公正、公平、透明に評価を行うことにより、人材育成や能力開発につなげ、組織的に教職員のやる気を支援していく制度である。

また、この制度を導入することにより、幼児児童生徒の教育保障、教職員の資質向上、学校の活性化、説明責任の明確化等を目指すものである。

このため、制度の実施に関し必要な事項を規定する。

(1) 対象職員

- ・沖縄県市町村立学校に所属するすべての県費負担教職員

(2) 評価方法

- ・被評価者による目標管理を基本とした自己申告制度及びこれを基に評価者が行う業績評価

(3) 評価者

- ・教頭、一般教職員 ⇐ 校長
- ・校長 ⇐ 市町村教育委員会教育長

4 根拠法令等

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条（昭和31年6月30日施行）

5 施行予定日

平成18年4月1日

根拠法令等の参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(勤務成績の評定)

第四十六条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。